

関係法令

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2

- 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

●長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、法令の定めるもののほか、長岡京市(以下「市」という。)における廃棄物の適正処理、減量及び循環的な利用に関し必要な事項を定め、循環型社会の形成を目指すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物の発生を抑制し、並びに分別及び再生利用を図ることにより、その減量に積極的に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に伴い、製品、容器等が廃棄物となった場合は、その回収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際してその製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市長の施策に協力しなければならない

（事業者が行う廃棄物の減量化）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生を抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は商品の販売等の際して、当該商品について適正な包装、容器等を市民が選択できるように努めなければならない。

(事業用大規模建築物所有者が行う廃棄物の減量化)

第11条 事業の用に供する大規模な建築物で別に定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあつては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。)は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(廃棄物の減量計画)

第12条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、別に定めるところにより、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量に関する計画(以下「減量計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、減量計画に従って、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第13条 事業用大規模建築物の所有者は、減量計画の立案、減量計画に基づく事業系廃棄物の減量に関する業務その他事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の占有者等の協力義務)

第14条 事業用大規模建築物の占有者等は、事業系廃棄物の発生を抑制すること、事業系廃棄物の再生利用をすること等により、当該建物の所有者が行う事業系廃棄物の減量に協力しなければならない。

(指導及び勧告)

第33条 市長は第18条、第19条又は第20条第2項の規定による指示に従わない者に対し、必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第34条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、釈明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

●長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成9年長岡京市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業用大規模建築物の規模)

第2条 条例第11条に規定する事業用大規模建築物は、事務所、店舗等の事業の用に供する部分の延べ床面積が、3,000平方メートル以上の建築物とする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供する建築物にあつては延べ床面積が8,000平方メートル以上の建築物とし、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗にあつては当該建物とする。

(廃棄物の減量計画)

第3条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第12条の規定により、次に掲げる事項を記載した事業系廃棄物減量計画書(第1号様式)を年度(4月1日から翌年3月31日までとする。)ごとに作成し、毎年5月末日までに市長に当該年度の計画書を提出しなければならない。(1) 建築物の種類、延べ床面積、従業員数及び外来者数

- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再生利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

(廃棄物管理責任者)

第4条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第13条の規定により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1人選任し、廃棄物管理責任者届出書(第2号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項の廃棄物管理責任者又は届出事項に変更があった場合には、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者変更届出書(第2号様式)により、市長に届け出なければならない。

●長岡京市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成9年長岡京市条例第5号。以下「条例」という。)及び長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成9年長岡京市規則第38号。以下「規則」という。)の規定に基づき、事業系一般廃棄物の発生抑制、再生利用等を図ることにより事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化を推進することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(事業用大規模建築物の所有者の範囲)

第3条 条例で規定する事業用大規模建築物の所有者とは、その建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次に掲げる者を条例第11条に規定する所有者とみなすことができる。

- (1) 事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 事業用大規模建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有している者
- (4) 事業用大規模建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(減量計画書)

第4条 規則第3条に規定する事業系廃棄物減量計画書(以下「計画書」という。)の内容に変更が生じた場合、変更後の計画書を速やかに市長に提出するものとする。

(廃棄物管理責任者の選任)

第5条 事業用大規模建築物の所有者は、1の事業用大規模建築物につき1名の廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

- 2 前項に規定する選任にあたっては、廃棄物管理責任者が、同時に複数の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、その業務を遂行するにあたり、特に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 3 廃棄物管理責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 事業系廃棄物減量計画書の作成に関すること。
 - (2) 事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理の方法等の把握に関すること。
 - (3) 事業系一般廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進による減量のための啓発及び指導に関すること。
 - (4) 事業系一般廃棄物の減量化、再資源化及び適正処理に係る市との連絡事務に関すること。

(立入調査)

第6条 条例第32条に規定する立入調査は、計画書等の審査及び乙訓環境衛生組合が実施する展開検査の内容に基づき、必要に応じて行うものとする。

(指導及び勧告)

第7条 条例第33条の規定に基づき必要な指導及び勧告を受けた所有者等は、その指導及び勧告に従い必要な措置を講じるとともに、措置を講じたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(公表)

第8条 条例第34条に規定する公表は、次に掲げる事項について長岡京市広報に掲載することにより行う。

- (1) 建築物の名称及び所在地
- (2) 所有者等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては主たる事業所の所在地）
- (3) 廃棄物管理責任者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
- (4) 勧告の内容
- (5) 勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成24年11月1日から施行する。